

名古屋市公報	令和 5年 6月21日 第207号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長官邸行政DX推進部法制課長 発行人	

目	次	ページ
告	示	
○ 名古屋市議会定例会の招集について	(総務・総務課)	(第333号) 3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第334号) 4
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更	(健福・保護課)	(第335号) 7
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第336号) 10
○ 生活保護法による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第337号) 13
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第338号) 15
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定	(健福・保護課)	(第339号) 16
○ 生活保護法による指定施術機関の変更	(健福・保護課)	(第340号) 17
○ 生活保護法による指定施術機関の廃止	(健福・保護課)	(第341号) 18
○ 有料公園施設の供用月日の変更について	(緑土・緑地管理課)	(第342号) 19
○ 特別消防隊の事務所及び消防署出張所の名称及び位置を定める告示の一部改正について	(消防・総務課)	(第343号) 20
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更	(健福・保護課)	(第344号) 21
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第345号) 27
○ 告示の訂正について	(緑土・道路利活用課)	(第346号) 29
人事委員会規則		
○ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則		(第11号) 30
公	告	
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告	(上下水・営業課)	31
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告		

	(上下水・営業課)	32
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告		
	(上下水・営業課)	33
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告		
	(上下水・営業課)	34
○ 農業委員会総会の開催公告	(農業委員会)	35
○ 令和 5年度愛知県排水設備工事責任技術者試験等公告		
	(上下水・営業課)	36
雑	報	
○ 職員の懲戒処分	(教育・教職員課)	40

名古屋市告示第 333 号

名古屋市議会定例会の招集について

令和 5 年 6 月 19 日 午前 11 時に、名古屋市議会定例会を招集します。

令和 5 年 6 月 12 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市総務局総務課

名古屋市告示第 334号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関
として、次の機関を指定しました。

令和 5年 6月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
よつば発達クリニ ック	名古屋市西区新福寺町 2丁目 6番地 の 5	令和 5年 4月 1日
中村本陣呼吸器ア レルギー内科クリ ニック	名古屋市中村区松原町 2丁目22番地 の 1	令和 5年 5月 1日
肩とひざの整形外 科	名古屋市中区大須四丁目10番40号	令和 5年 4月 1日
メディカルイメー ジング栄みやがわ 乳腺クリニック	名古屋市中区栄五丁目 2番36号	令和 5年 4月 1日

名古屋市立大学医学部附属みどり市民病院	名古屋市緑区潮見が丘一丁目77番地	令和 5年 4月 1日
名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院	名古屋市名東区勢子坊二丁目1501番地	令和 5年 4月 1日
高針台皮フ科クリニック	名古屋市名東区高針台二丁目1403番地の 1	令和 5年 5月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
池下さくら歯科	名古屋市千種区覚王山通 8丁目70番地の 1	令和 5年 3月 1日
名古屋の訪問歯科 オレンジスマイル	名古屋市千種区御棚町 2丁目17番地	令和 5年 4月 1日
いえやす歯科	名古屋市西区花の木二丁目20番 3号	令和 5年 4月 1日
いしだファミリー 歯科	名古屋市昭和区村雲町 4番 1号	令和 5年 5月 1日
磯貝歯科医院	名古屋市中川区戸田四丁目2301番地	令和 5年 1月 1日
フラワー歯科	名古屋市中川区服部四丁目 402番地	令和 5年 4月 1日
名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院	名古屋市名東区勢子坊二丁目1501番地	令和 5年 4月 1日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
スギ薬局在宅調剤 センター名古屋金 山店	名古屋市中区正木四丁目 5番 9号	令和 5年 5月 1日
はるみ薬局	名古屋市瑞穂区瑞穂通 4丁目12番地 の 1	令和 5年 4月 1日
V・drug中川 太平通薬局	名古屋市中川区宮脇町 1丁目 142番 地の 2	令和 5年 4月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
パッチ訪問看護ス テーション	名古屋市西区大野木四丁目 193番地	令和 5年 5月 1日
エヌユー訪問看護 ステーション瑞穂	名古屋市瑞穂区河岸町 4丁目20番地 の 4	令和 5年 1月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 335号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 5年 6月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	旧	荻谷眼科
	新	池下駅もなみ眼科クリニック
所 在 地	名古屋市千種区覚王山通 8丁目70番地の 1	
変 更 年 月 日	令和 5年 4月 1日	

医 療 機 関 名	医療法人ませき耳鼻咽喉科	
所 在 地	旧	名古屋市中川区下之一色町字波花 121番地の 1
	新	名古屋市中川区下之一色町字波花 124番地の 1
変 更 年 月 日	令和 5年 5月 1日	

医 療 機 関 名	名古屋市医師会天白区休日急病診療所	
所 在 地	旧	名古屋市天白区焼山二丁目 502番地

	新	名古屋市天白区池場二丁目2403番地
変 更 年 月 日		令和 5年 4月 2日

2 歯科

医 療 機 関 名	旧	医療法人晃明会藤井歯科医院畑江分院
	新	医療法人晃明会藤井歯科医院
所 在 地		名古屋市中村区畑江通 9丁目24番地の 1
変 更 年 月 日		令和 4年 5月 2日

3 薬局

医 療 機 関 名	旧	めいてつ調剤薬局東大手店
	新	まちほけ薬局名鉄東大手駅店
所 在 地		名古屋市中村区三の丸四丁目 3番14号
変 更 年 月 日		令和 5年 4月 1日

医 療 機 関 名	旧	めいてつ調剤薬局本店
	新	まちほけ薬局名古屋医療センター前店
所 在 地		名古屋市中村区三の丸四丁目 3番14号
変 更 年 月 日		令和 5年 4月 1日

医 療 機 関 名		松原薬局本店
所 在 地	旧	名古屋市中区松原二丁目 4番17号
	新	名古屋市中区松原二丁目 4番15号
変 更 年 月 日		令和 5年 5月 1日

医 療 機 関 名	旧	めいてつ調剤薬局丸の内店
	新	まちほけ薬局丸の内店
所 在 地		名古屋市中区丸の内三丁目 1番26号
変 更 年 月 日		令和 5年 4月 1日

医 療 機 関 名	福ふく調剤薬局石川橋店	
所 在 地	旧	名古屋市昭和区菊園町 3丁目20番地
	新	名古屋市昭和区菊園町 3丁目19番地の 1
変 更 年 月 日	令和 5年 6月 1日	

4 訪問看護

医 療 機 関 名	愛生訪問看護ステーション	
所 在 地	旧	名古屋市北区上飯田通 2丁目37番地
	新	名古屋市北区上飯田北町 2丁目70番地
変 更 年 月 日	令和 5年 3月20日	

医 療 機 関 名	株式会社ハートリフォーレ訪問看護ステーション家暖	
所 在 地	旧	名古屋市守山区東禅寺 804番地
	新	名古屋市守山区深沢一丁目 206番地の 2
変 更 年 月 日	令和 5年 4月 1日	

医 療 機 関 名	訪問看護ステーション太陽・緑	
所 在 地	旧	名古屋市緑区潮見が丘一丁目77番地
	新	名古屋市緑区六田一丁目 250番地
変 更 年 月 日	令和 5年 4月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 336号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 5年 6月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人有心会砂 田橋クリニック	名古屋市東区大幸四丁目14番22号	令和 5年 3月31日
第 2中京眼科	名古屋市中村区森田町 1丁目 5番 2 号	令和 3年 5月31日
肩とひざの整形外 科	名古屋市中区大須四丁目10番40号	令和 5年 3月31日
医療法人三橋会ミ ツハシ医院	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 三角 243番地	令和 5年 4月 1日
東名ふじもりクリ ニック	名古屋市名東区藤森二丁目 237番地	令和 5年 4月30日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
神谷歯科医院	名古屋市千種区井上町 103番地	令和 5年 1月 1日
長谷川亨歯科クリニック	名古屋市中区栄四丁目17番23号	令和 5年 1月 1日
北岡歯科医院	名古屋市中区丸の内三丁目22番21号	令和 5年 3月31日
石田歯科	名古屋市昭和区村雲町 4番 1号	令和 5年 3月31日
やまぐち歯科	名古屋市中川区服部四丁目 402番地	令和 5年 4月 1日
磯貝歯科医院	名古屋市中川区戸田四丁目2301番地	令和 5年 1月 1日
築地歯科	名古屋市港区港栄四丁目 2番 3号	令和 5年 3月30日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
漢方のいちい薬局	名古屋市北区喜惣治二丁目69番地	令和 5年 3月 1日
フタムラ薬局	名古屋市中村区太閤通 9丁目14番地	令和 5年 5月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
訪問看護ステーションhabataki	名古屋市東区東大曽根町29番11号	令和 5年 5月31日
訪問看護ステーションなないろ	名古屋市中村区太閤二丁目 3番 7号	令和 5年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 337号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 5年 6月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
神谷歯科医院	名古屋市千種区井上町 103番地	令和 5年 1月 1日

2 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
いちい薬局	名古屋市北区喜惣治二丁目69番地	令和 5年 3月 1日
ドラッグ・名東調剤薬局	名古屋市名東区藤森二丁目 278番地	令和 5年 5月 1日
さくらなみき薬局	名古屋市天白区元植田二丁目2406番地	令和 4年12月 1日

3 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日

アムールナースステーション	名古屋市中区栄三丁目 8番21号	令和 5年 4月 1日
---------------	------------------	-------------

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 338号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 5年 6月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
奥村内科	名古屋市中川区細米町 1丁目67番地	令和 5年 4月 1日
おおくまクリニック	名古屋市名東区石が根町87番地	令和 5年 3月31日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
アイ・デンタルクリニック	名古屋市瑞穂区田光町 3丁目52番地	令和 4年12月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 339号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を
担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 5年 6月12日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
はりきゅう院けあ	名古屋市南区鳴浜町 1丁目67番地	令和 5年 4月 1日
野松 慶一郎		
本山あおば整骨院	名古屋市千種区末盛通 5丁目10番地	令和 5年 4月 1日
彦坂 光祐		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 340号

生活保護法による指定施術機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条の規定において準用する同法第50条の 2の規定により、同法による指定施術機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 5年 6月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 あん摩・マッサージ

施 術 者 名	早川 智基	
施 術 所 名	旧	町のはりきゅうマッサージ院
	新	葵スポーツ鍼灸接骨院
所 在 地	旧	名古屋市昭和区白金二丁目10番17号
	新	名古屋市北区長田町 4丁目76番地の 2
変 更 年 月 日	令和 5年 4月 1日	

2 はり・きゅう

施 術 者 名	早川 智基	
施 術 所 名	旧	町のはりきゅうマッサージ院
	新	葵スポーツ鍼灸接骨院
所 在 地	旧	名古屋市昭和区白金二丁目10番17号
	新	名古屋市北区長田町 4丁目76番地の 2
変 更 年 月 日	令和 5年 4月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 341号

生活保護法による指定施術機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定施術機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 5年 6月12日

名古屋市長 河 村 た かし

1 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
施 術 者 名		
にしはら接骨院	名古屋市千種区東千種台14番21号	令和 5年 4月 1日
笹木原 久貴		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 342号

有料公園施設の供用月日の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用月日を変更します。

令和 5年 6月13日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称

堀留前駐車場（若宮大通公園）

2 変更内容

令和 5年 9月30日から同年11月30日までを供用しない日に変更します。

3 変更理由

堀留橋耐震対策工事（堀留橋撤去工事）工期延長のため

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 343号

特別消防隊の事務所及び消防署出張所の名称及び位置を定める告示の一部改正について

平成13年名古屋市告示第 126号（特別消防隊の事務所及び消防署出張所の名称及び位置）の一部を次のように改正する。

令和 5年 6月14日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「		
特別消防隊 第二方面隊	名古屋市西区那古野二丁目26番16号	を
」		
「		
特別消防隊 第二方面隊	名古屋市西区那古野二丁目26番16号	に
特別消防隊 第三方面隊	名古屋市北区上飯田南町 4丁目 1番地の11	
」		

改める。

附 則

この告示は、令和 5年 6月28日から施行する。

名古屋市消防局総務部総務課

名古屋市告示第 344号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 5年 6月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称		株式会社浚洗工業
介護事業者の所在地		名古屋市名東区高柳町 219番地
介護事業所の名称		快適ライフセンター名北
介護事業所の所在地	旧	名古屋市北区黒川本通 4丁目28番地の 1
	新	名古屋市北区池花町 291番地
変更年月日		令和 5年 5月 1日

介護事業者の名称		医療法人杏園会
介護事業者の所在地		名古屋市熱田区比々野町32番地
介護事業所の名称	旧	訪問介護事業所いちばん
	新	訪問介護事業所ろくばん

介護事業所の所在地	旧	名古屋市熱田区一番三丁目 3番 4号
	新	名古屋市熱田区六番一丁目 1番 9号
変更年月日		令和 4年 7月 1日

介護事業者の名称		株式会社アース
介護事業者の所在地		名古屋市中川区八田町2813番地
介護事業所の名称		アースライフケア
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区北畑町 1丁目28番地
	新	名古屋市中川区八田町2813番地
変更年月日		令和 5年 5月 1日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業所の名称	旧	川原医院
	新	みどりの風クリニック
介護事業所の所在地		名古屋市緑区鹿山三丁目10番地
変更年月日		令和 5年 4月24日

介護事業者の名称		株式会社ジョイフルハーツ
介護事業者の所在地		名古屋市名東区高社一丁目89番地
介護事業所の名称		訪問看護ステーション恕庵
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区社台一丁目 103番地
	新	名古屋市名東区高社一丁目89番地
変更年月日		令和 5年 5月 1日

3 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介護事業所の名称	旧	川原医院
	新	みどりの風クリニック
介護事業所の所在地		名古屋市緑区鹿山三丁目10番地
変更年月日		令和 5年 4月24日

4 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称	旧	川原医院
	新	みどりの風クリニック
介護事業所の所在地		名古屋市緑区鹿山三丁目10番地
変更年月日		令和 5年 4月 24日

介護事業所の名称	旧	アウル薬局ほんごう店
	新	ハーブ調剤薬局本郷店
介護事業所の所在地		名古屋市名東区上社二丁目42番地
変更年月日		令和 5年 1月 1日

5 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

介護事業者の名称		社会福祉法人愛生福祉会
介護事業者の所在地		名古屋市北区鳩岡町 1丁目 7番地の20
介護事業所の名称	旧	グループホーム集い
	新	グループホームしだみの里
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区瀬古三丁目 830番地
	新	名古屋市守山区大字上志段味字東谷2074番地の 3
変更年月日		令和 5年 4月 1日

6 居宅介護支援事業

介護事業者の名称		株式会社浚洗工業
介護事業者の所在地		名古屋市名東区高柳町 219番地
介護事業所の名称		快適ライフセンター名北
介護事業所の所在地	旧	名古屋市北区黒川本通 4丁目28番地の 1
	新	名古屋市北区池花町 291番地
変更年月日		令和 5年 5月 1日

介護事業者の名称		株式会社ひまわり
----------	--	----------

介護事業者の所在地		名古屋市中村区北畑町 2丁目25番地
介護事業所の名称		介護支援センターひまわり
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区北畑町 2丁目25番地
	新	名古屋市中村区森末町 1丁目58番地
変更年月日		令和 5年 6月 1日

介護事業者の名称		株式会社アース
介護事業者の所在地		名古屋市中村区名駅南三丁目 6番 6号
介護事業所の名称		居宅介護支援事業所アース
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区北畑町 1丁目28番地
	新	名古屋市中川区八田町2813番地
変更年月日		令和 5年 5月 1日

介護事業者の名称		株式会社アース
介護事業者の所在地	旧	名古屋市中村区名駅南三丁目 6番 6号
	新	名古屋市中川区八田町2813番地
介護事業所の名称		居宅介護支援事業所アース
介護事業所の所在地		名古屋市中川区八田町2813番地
変更年月日		令和 5年 5月16日

介護事業者の名称		株式会社R C C
介護事業者の所在地		名古屋市守山区長栄13番19番
介護事業所の名称		プライムパートナーズ居宅介護支援事業所
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区長栄13番19番
	新	名古屋市守山区鳥神町 276番地
変更年月日		令和 5年 5月 1日

7 予防専門型訪問サービス

介護事業者の名称	株式会社浚洗工業
----------	----------

介護事業者の所在地		名古屋市名東区高柳町 219番地
介護事業所の名称		快適ライフセンター名北
介護事業所の所在地	旧	名古屋市北区黒川本通 4丁目28番地の 1
	新	名古屋市北区池花町 291番地
変 更 年 月 日		令和 5年 5月 1日

介護事業者の名称		医療法人杏園会
介護事業者の所在地		名古屋市熱田区比々野町32番地
介護事業所の名称	旧	訪問介護事業所いちばん
	新	訪問介護事業所ろくばん
介護事業所の所在地	旧	名古屋市熱田区一番三丁目 3番 4号
	新	名古屋市熱田区六番一丁目 1番 9号
変更年月日		令和 4年 7月 1日

介護事業者の名称		株式会社アース
介護事業者の所在地		名古屋市中川区八田町2813番地
介護事業所の名称		アースライフケア
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区北畑町 1丁目28番地
	新	名古屋市中川区八田町2813番地
変 更 年 月 日		令和 5年 5月 1日

8 生活支援型訪問サービス

介護事業者の名称		株式会社浚洗工業
介護事業者の所在地		名古屋市名東区高柳町 219番地
介護事業所の名称		快適ライフセンター名北
介護事業所の所在地	旧	名古屋市北区黒川本通 4丁目28番地の 1
	新	名古屋市北区池花町 291番地
変 更 年 月 日		令和 5年 5月 1日

介 護 事 業 者 の 名 称		株式会社アース
介 護 事 業 者 の 所 在 地		名古屋市中川区八田町2813番地
介 護 事 業 所 の 名 称		アースライフケア
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市中村区北畑町 1丁目28番地
	新	名古屋市中川区八田町2813番地
変 更 年 月 日		令和 5年 5月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 345号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 5年 6月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
森外科医院	名古屋市西区浅間二丁目 6番14号	令和 5年 4月 1日
歯科院南荒子の森	名古屋市中川区若山町 4丁目43番地	令和 5年 2月 1日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
森外科医院	名古屋市西区浅間二丁目 6番14号	令和 5年

		4月 1日
歯科院南荒子の森	名古屋市中川区若山町 4丁目43番地	令和 5年 2月 1日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
森外科医院	名古屋市西区浅間二丁目 6番14号	令和 5年 4月 1日
歯科院南荒子の森	名古屋市中川区若山町 4丁目43番地	令和 5年 2月 1日
フォレスト調剤薬局瑞穂 通店	名古屋市瑞穂区瑞穂通 4丁目12番地 の 1	令和 5年 4月 1日

4 介護予防支援事業

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
名古屋市北区東部いきい き支援センター	名古屋市北区平安二丁目 1番10号	令和 5年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第346号

告示の訂正について

令和5年名古屋市告示第32号の一部を次のように訂正します。

令和5年6月15日

名古屋市長 河村 たかし

県道名古屋祖父江線の道路の区域に係る幅員（メートル）について

「		「	
前	15.06 ～ 31.04	後	15.06 ～ 31.04
	15.06 ～ 31.04		15.06 ～ 31.04
	15.06 ～ 31.04		14.53 ～ 21.00
」		」	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 6 月 12 日

名古屋市人事委員会委員長 市 橋 克 哉

名古屋市人事委員会規則第11号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和33年名古屋市人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「係長」の次に「、主任」を加える。

第5条及び第9条第3項中「係長」を「主任」に改める。

別表第2段階別職位表係長段階の項の次に、次のように加える。

主任	主任
----	----

別表第3職員昇任基準年数表中「係員段階在職年数」を「主任以下段階在職年数」に改める。

同表の備考第6項中「係員段階在職年数」を「主任以下段階在職年数」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

令和 5年 6月14日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1584号	(株)長谷基業	長谷 基宏	愛知県碧南市植出町一丁目84番地	令和 5年 5月17日
第1585号	(株)第一住建	松尾 武	名古屋市名東区亀の井二丁目 116	令和 5年 5月17日
第1586号	(株)河村管工事	河村 仲志	名古屋市北区中味鉦一丁目 221番地	令和 5年 5月17日
第1587号	(有)金星リビングシステム	鈴浦 正美	愛知県東海市富木島町新道才 127番地の2	令和 5年 5月17日
第1588号	中日設備(株)	稗田 勝	名古屋市天白区池場一丁目 608	令和 5年 5月17日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

令和 5年 6月14日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 994号	アクア住 設	横武 和之	愛知県豊明市前後町 仙人塚1750番地 383	令和 5年 5月17日
第 866号	(有)新美住 設	新美 信夫	名古屋市南区鳴浜町 1丁目53	令和 5年 5月23日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

令和 5年 6月14日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1584号	㈱長谷基業	長谷 基宏	愛知県碧南市植出町一丁目84番地	令和 5年 5月17日
第1586号	㈱河村管工事	河村 仲志	名古屋市北区中味鉦一丁目 221番地	令和 5年 5月17日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第 7条第 2項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第 1項第 2号の規定により公告する。

令和 5年 6月14日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 994号	アクア住 設	横武 和之	愛知県豊明市前後町 仙人塚1750番地 383	令和 5年 5月17日
第 866号	(有)新美住 設	新美 信夫	名古屋市南区鳴浜町 1丁目53	令和 5年 5月23日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和 5年 6月16日

名古屋市農業委員会会長 布目 巳佐子

1 開催日時

令和 5年 6月20日（火）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 西12C会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第49号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第50号議案 農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請について

第51号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第52号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第53号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第54号議案 農用地利用集積計画の決定について

第55号議案 農用地利用集積計画を定めるべき旨の要請について

第56号議案 農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取について

名古屋市農業委員会事務局農政課

令和 5年度愛知県排水設備工事責任技術者試験等公告

令和 5年度愛知県排水設備工事責任技術者試験及び排水設備工事責任技術者更新講習を次のように実施するので、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第22条第 2項の規定により公告します。

令和 5年 6月16日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

1 愛知県排水設備工事責任技術者試験

(1) 試験の日時

令和 5年12月 3日（日） 午後 1時から午後 3時30分まで

(2) 試験の場所

ポートメッセなごや コンベンションセンター
名古屋市港区金城ふ頭二丁目 2番地

(3) 試験の方法

筆記試験（マークシート方式）として実施します。

(4) 試験の受験資格

次のアからエまでのいずれかに該当する者

ア 高等学校の土木工学科、大学の土木工学科、大学院の土木工学研究科
又はこれらに相当する課程を修了して卒業した者

イ 高等学校、大学、大学院等を卒業した者で、試験日現在において、排水設備工事等の設計又は施工に関し、1年以上の実務経験を有する者

ウ 試験日現在において、排水設備工事等の設計又は施工に関し、2年以上の実務経験を有する者

エ 上記アからウまでに掲げる者に準ずる者として別に定める者

(5) 試験の申込み

ア 申込書の配布期間及び方法

令和 5年 7月 3日（月）から令和 5年 7月31日（月）までに次の(ア)
又は(イ)の方法で入手してください。

(ア) 中部地方下水道協会のウェブサイトからダウンロード

<https://www.jswa-chubu.jp/>

（中部地方下水道協会→お知らせ→県協会より「愛知県排水設備工
事責任技術者に関するお知らせ」）

(イ) 郵送による配布

「返信用封筒」（サイズ：角 2（A 4）横 240mm×縦 332mm：
定形外）を用意し、140円切手を貼り付けて「ウ 受付窓口」まで申
し込んでください。

イ 申込書の受付期間

令和 5年 7月 3日（月）から令和 5年 7月31日（月）までに「ウ 受
付窓口」へ持参又は郵送（当日消印有効）してください。

ウ 受付窓口

郵便番号 456－0053

名古屋市熱田区一番三丁目 2番44号

愛知県下水道協会 愛知県排水設備工事責任技術者試験等運営委員会
事務局分室（名古屋上下水道総合サービス株式会社内）

電話（052）228－2611

F A X（052）228－2612

(6) 受験手数料

7,000円

2 愛知県排水設備工事責任技術者更新講習

(1) 更新講習の日時及び場所

実施機関が指定することとし、次のアからカまでのいずれかの日及び場
所において、午前の部（午前10時30分から正午まで）又は午後の部（午後
2時から午後 3時30分まで）のいずれか一方の部を受講していただきます。

ア 令和 5年10月11日（水）

ウイंकあいち

名古屋市中村区名駅四丁目 4-38

イ 令和 5年10月16日（月）

ウインクあいち

名古屋市中村区名駅四丁目 4-38

ウ 令和 5年10月20日（金）

ウインクあいち

名古屋市中村区名駅四丁目 4-38

エ 令和 5年10月24日（火）

岡崎市シビックセンター

愛知県岡崎市羽根町字貴登野15番地

オ 令和 5年10月26日（木）

岡崎市シビックセンター

愛知県岡崎市羽根町字貴登野15番地

カ 令和 5年10月30日（月）

岡崎市シビックセンター

愛知県岡崎市羽根町字貴登野15番地

(2) 更新講習の対象者

被登録資格の有効期限が、令和 6年 3月31日までの者

この講習を受講されない場合、被登録資格は失効します。

(3) 受講の申込み

ア 申込書の配布期間及び方法

令和 5年 8月 1日（火）から令和 5年 9月 6日（水）までに次の(ア)

又は(イ) の方法で入手してください。

(ア) 中部地方下水道協会のウェブサイトからダウンロード

<https://www.jswa-chubu.jp/>

（中部地方下水道協会→お知らせ→県協会より「愛知県排水設備工事責任技術者に関するお知らせ」）

(イ) 郵送による配布

「返信用封筒」（サイズ：角 2（A 4）横 240mm×縦 332mm：定形外）を用意し、140円切手を貼り付けて「ウ 受付窓口」まで申

し込んでください。

イ 申込書の受付期間

令和 5年 8月 1日（火）から令和 5年 9月 6日（水）までに「ウ 受付窓口」へ持参又は郵送（当日消印有効）してください。

ウ 受付窓口

郵便番号 456－0053

名古屋市熱田区一番三丁目 2番44号

愛知県下水道協会 愛知県排水設備工事責任技術者試験等運営委員会
事務局分室（名古屋上下水道総合サービス株式会社内）

電話（052）228－2611

F A X（052）228－2612

(4) 受講手数料

6,000円

3 上記 1及び 2の実施機関及び問合せ先

愛知県下水道協会（問合せ先は 1(5) ウ及び 2(3) ウを参照）

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の規定により、次の者を令和 5年 6月16日懲戒処分に付した。

令和 5年 6月16日

名古屋市教育委員会

所属及び補職名	処分の内容	処分理由
市立学校事務職員	懲戒免職	地方公務員法第29条第 1項第 1号 及び第 3号
市立学校校長	減給10分の 1、2月	地方公務員法第29条第 1項第 2号
市立学校教頭	減給10分の 1、2月	地方公務員法第29条第 1項第 2号